

小松加賀環境衛生事務組合職員表彰規程

昭和 58 年 2 月 4 日
規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小松加賀環境衛生事務組合に従事する職員の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第 2 条 表彰は、功労者表彰及び永年勤続表彰とする。

2 功労者表彰は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 職務上危険を冒し、身をもって職務を完遂した者
- (2) 職務上有益な発明、研究又は顕著な改良を完成し、組合行政に貢献した者
- (3) その他管理者において特に表彰することが適当と認められた者

3 永年勤続表彰は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 1 号に該当する特別職に10年以上在職した者
- (2) 地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する特別職に15年以上在職した者
- (3) 地方公務員法第 3 条第 2 項に該当する特別職に10年以上在職した者。ただし、事務職については20年以上とする。

4 前項の規定に該当する者で更に10年、20年及び30年以上在職した者にあつては、重ねて表彰を行うことができる。

(在職期間の計算)

第 3 条 前条第 3 項各号に定める在職期間の計算は、次の方法による。

- (1) 在職年数は、その職が中断した場合又は職員が退職した後再び職員となった場合は、それぞれの前後の期間を通算する。
- (2) 圏域内の地方公共団体の職員であった者の在職期間は、これを通算する。
- (3) 在職期間の計算は、就職した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、その計算した在職期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (4) 2以上の職を同時に兼ねたときは、一方の職の在職年数とする。
- (5) 2以上の職にわたって在職したときは、前の職の在職年数を前条第 3 項各号に規定する年数の比例に基づき計算し、後の職の在職年数に加算することができる。

ただし、既に表彰を受けている職の在職年数については、この限りでない。
第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者がその都度定める。

附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、既に表彰したものについては、この規程により表彰したものとみなす。